

利用者負担等の見直しについて

施設・事業	見直し内容	
	改定の根拠、理由	改定予定と内容
<p>【区民利用施設使用料の改定】</p> <p>区民集会施設等 区民会館（別館含む） 区民センター 地区会館、区民集会所 男女共同参画センター</p> <p>文化施設 文化生活情報センター 美術館区民ギャラリー （分館含む）・講堂</p> <p>高齢者施設 敬老会館・高齢者集会所（一般開放）、ふれあいの家（一般開放）、ふじみ荘</p> <p>体育施設 総合運動場、二子玉川緑地運動場、大蔵第二運動場、千歳温水プール、地域体育館、地区体育室</p> <p>公園内施設</p> <p>学校開放施設 （プール4施設等）</p> <p>教育関連施設 陶芸室（陶芸窯室） 郷土資料館</p>	<p>施設運営経費に対しては、「世田谷区の財政状況」で公表している利用者負担割合の現状と、「適正な利用者負担の導入指針」で示す、区分別利用者負担割合との乖離をみて、激変緩和の観点も踏まえながら段階的に改定する。</p> <p>また、使用料の減免について、配慮を要する場合など、その目的や必要性に応じて適用する。</p> <p>利用者負担割合の現状（一例） 区民会館（別館含む8館）：51% 区民センター・地区会館・ 区民集会所：10.1%</p> <p>行政サービスの性質別区分 （区分） 選択的で公共性が高いもの （民間で類似サービスの提供がない） 負担割合：10%～50% 該当：区民利用施設 （区民会館・パブリックシアター除く）</p> <p>（区分） 選択的で私益性が高いもの （民間で類似サービスを提供あり） 負担割合：50%～100% 該当：区民会館・パブリックシアター</p>	<p>【改定予定】平成25年7月 【効果額】約1億4千万円 【内容】</p> <p>1. 区民集会施設等 地域コミュニティの振興、区民の生涯学習推進や活動の場としての役割を踏まえ、利用料金の急激な上昇を避けるため、利用者負担割合や指針の区分に照らし合わせ、平成20年7月改定時と同様の改定率(20%)を基本とする。</p> <p>小規模施設(50㎡未満)は他施設の改定状況から、別途改定率を調整する。</p> <p>【施設状況に応じた考え方】</p> <p>1. 区民会館、パブリックシアター 興行目的での利用、地域団体以外の利用も可能である施設の状況を踏まえ、区民集会施設と比較し、さらに上乘せした改定率(30%)を基本とする。</p> <p>なお、開設から相当程度年数が経過している区民会館については、改定額を別途調整する。</p> <p>2. 体育施設 区民集会施設の導入状況を踏まえ、各体育施設の利用状況に応じて、前回同様の改定率(10～20%)を基本とする。</p> <p>3. 高齢者施設(ふじみ荘) 利用者負担の現状を踏まえ、休憩利用額を250円から350円にする。</p> <p>4. 教育関連施設(郷土資料館) 来場者の動向等を踏まえ、現在無料となっている施設の利用を有料化する。</p>

施設・事業	見直し内容	
	改定の根拠、理由	改定予定と内容
【保育料の改定】 認可保育園 区立幼稚園	サービスを利用する方と利用しない方の公平性を保ち、サービス利用の負担の適正化を図るため、「適正な利用者負担の導入指針」に基づき、利用者負担割合を算出し、負担額を見直す。 利用者負担割合の現状 認可保育園利用者負担割合 13.8% 区立幼稚園利用者負担割合 15.8% 「適正な利用者負担の導入指針」 行政サービスの性質別区分 (区分) 必需的であり、私益性の高いもの(民間で類似サービスの提供があるもの) 負担割合:10%~50%	【改定予定】平成25年7月 【効果額】約1億5千万円(保育園) 約1800万円(幼稚園) 約9000万円(学童クラブ) 【内容】 1.認可保育園保育料 低所得階層に配慮し、平均9%程度改定する。 2.区立幼稚園保育料 低所得階層に配慮し、現行8千円から1万円に改定する。 3.新BOP学童クラブ利用料 現行の学童クラブ間食費2千円に加え、低所得階層に配慮し、3千円を徴収する。
【利用者負担の見直し】 (継続検討) 子ども医療費助成	子育て世帯の経済的負担軽減に寄与しているが、16歳未満の年少人口の増加に伴い、24年度予算は約36億円である。 国の医療保険制度や都の医療費助成制度等を踏まえ、持続可能な事業への見直しを進める。	【内容】 国の所得税、児童手当などの制度改正による影響や他自治体の動向等を踏まえ、見直しの検討を継続する。
【給付事業の見直し】 高齢者紙おむつ支給 おむつ代助成 ----- (継続検討) 高齢者訪問理美容サービス 高齢者寝具乾燥サービス 高齢者入浴券支給 高齢者配食サービス	高齢者人口が増加するなか、今後の財政負担の拡大が見込まれることから、持続可能な制度の見直し等を進める。	【改定予定】 平成25年4月(おむつ支給・助成) 【効果額】約2600万円(対23年度決算見込比) 25年度予算増加抑制による効果額 約5600万円 【内容】 1.紙おむつ支給、おむつ代助成 支給限度点数の減点及び助成上限額の減額を実施する。 2.訪問理美容、寝具乾燥、入浴券、配食サービス 平成27年度の介護保険制度改正等を念頭に、高齢者福祉施策におけるそれぞれの給付事業の目的等の達成に向け、さまざまな視点から見直しを進める。